議案第１８４号

訴えの提起について

九条俳句不掲載損害賠償等請求事件に関し、下記のとおり東京高等裁判所に控訴をするため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議決を求める。

平成２９年１０月２０日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　第１審事件名　さいたま地方裁判所平成○○年（○）第○○○○号九条俳句不掲載損害賠償等請求事件

２　第１審の当事者　原告　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

被告　さいたま市

代表者　市長　清水　勇人

３　第１審事件の要旨

原告は、さいたま市立三橋公民館が三橋公民館だより平成２６年７月号に原告作成の本件俳句を掲載しないとしたことについて、三橋公民館だよりへの掲載を求めるとともに、不掲載により精神的苦痛を受けたと主張し、２００万円余りの損害賠償を求め、市を被告として訴訟を提起したもの

４　第１審判決の要旨

⑴　被告は、原告に対し、５万円及びこれに対する平成２６年７月１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

⑵　原告のその余の請求をいずれも棄却する。

５　控訴の当事者　控訴人　さいたま市

代表者　市長　清水　勇人

被控訴人　第１審原告

６　控訴の趣旨

⑴　原判決中控訴人敗訴部分の取消しを求めるもの

⑵　被控訴人の請求のいずれも棄却を求めるもの

⑶　被控訴人に対し、第１審及び第２審の訴訟費用の負担を求めるもの

７　控訴をする理由

さいたま地方裁判所より標記事件についての第１審判決があったが、容認できる内容ではないと判断し、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）第２８１条に基づき、東京高等裁判所に控訴をするもの